財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)

般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における一	される監査証明は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施
当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施される監査証明は	連結財務諸表提出会社が第十八条の規定により内部統制報告書を作
会社が第十八条の規定により内部統制報告書を作成する場合には、	会社及び米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している
第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二第一項本文に規定する特定	第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二第一項本文に規定する特定
	式及び作成方法によることができる。
	項を除き、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様
	用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事
	ものとして認める場合には、当該会社の提出する内部統制報告書の
	することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがない
	当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出
統制報告書の用語、様式及び作成方法によることができる。	。)を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が
要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部	により作成した連結財務諸表(以下「米国式連結財務諸表」という
する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必	預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法
条の規定による連結財務諸表を提出する場合には、当該会社の提出	規則第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する場合及び米国
に登録している同条第一項本文に規定する特定会社が同令第九十三	に登録している同条第一項本文に規定する特定会社が連結財務諸表
際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会	際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会
第十八条 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国	第十八条 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国
改正前	改正後

制の監査に関する基準及び慣行に従って実施することができる。、米国における一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統	基準及び慣行に従って実施することができる。
2 (略)	2 (略)